



電気需給約款[高圧]等以外の供給条件

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置)

2023年4月1日実施

料金その他の供給条件の内容

1 適用

- (1) この供給条件は、電気需給約款〔高圧〕（以下「需給約款」といいます。）、業務用電力2型約款〔高圧〕、業務用季節別時間帯別電力2型約款〔高圧〕、業務用休日高負荷電力約款〔高圧〕、業務用休日高負荷電力2型約款〔高圧〕、高圧電力2型約款〔高圧〕、高圧季節別時間帯別電力2型約款〔高圧〕、高圧休日高負荷電力約款〔高圧〕、高圧休日高負荷電力2型約款〔高圧〕、農事用電力約款〔高圧〕、深夜電力約款〔高圧〕、市場ハイブリッドプラン要綱または市場ハイブリッドプラン要綱（市場連動100%）（以下「当社が定める約款等」といいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。
- (2) この供給条件は、この供給条件実施の日から2023年10月分の託送約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

2 燃料費等調整単価の特別措置

- (1) 当社が定める約款等にもとづき電気の供給を受けるお客さま（需給約款附則2〔燃料費調整についての経過措置〕、市場ハイブリッドプラン要綱附則2〔燃料費調整についての経過措置〕または市場ハイブリッドプラン要綱〔市場連動100%〕附則2〔燃料費調整についての経過措置〕の適用を受けるお客さまを除きます。）の燃料費等調整単価は、需給約款別表3（燃料費等調整）(1)ハにかかわらず、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{(2)の基準燃料費等調整単価} - \text{(5)の特別措置の燃料費等調整単価}$$

ただし、市場ハイブリッドプラン要綱7（料金）(2)または市場ハイブリッドプラン要綱（市場連動100%）6（料金）(2)の市場価格調整額を算定

する場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{燃料費等調整単価} = (2) \text{の基準燃料費等調整単価}$$

(2) 基準燃料費等調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{基準燃料費等調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - 64,900\text{円}) \times \frac{(3) \text{の基準燃料単価}}{1,000} \\ &+ (\text{平均市場価格} - 17\text{円}44\text{銭}) \times (4) \text{の基準市場単価} \end{aligned}$$

(3) 基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭0厘
------------	-------

(4) 基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	33銭7厘
------------	-------

(5) 特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

	この供給条件実施の日から2023年9月分の計量期間等の終期までの期間	2023年10月分の計量期間等
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

3 燃料費調整単価の特別措置

(1) 需給約款附則2（燃料費調整についての経過措置）、市場ハイブリッドプラン要綱附則2（燃料費調整についての経過措置）または市場ハイブリ

ッドプラン要綱（市場連動100%）附則 2（燃料費調整についての経過措置）の適用を受けるお客さまの燃料費調整単価は、需給約款附則 2（燃料費調整についての経過措置）(1)ロにかかわらず、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (2) \text{の基準燃料費調整単価} - (4) \text{の特別措置の燃料費調整単価}$$

ただし、市場ハイブリッドプラン要綱 7（料金）(2)または市場ハイブリッドプラン要綱（市場連動100%） 6（料金）(2)の市場価格調整額を算定する場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (2) \text{の基準燃料費調整単価}$$

(2) 基準燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{(3) \text{の基準単価}}{1,000}$$

(3) 基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	22 銭 4 厘
-------------	----------

(4) 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	この供給条件実施の日から2023年9月分の計量期間等の終期までの期間	2023年10月分の計量期間等
1 キロワット時につき	3 円50銭	1 円80銭

4 そ の 他

その他の事項については、当社が定める約款等に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この供給条件は、2023年4月1日から実施いたします。

2 この供給条件実施にともなう切替措置

この供給条件実施にともない、電気需給約款[高圧]等以外の供給条件（電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置）（2023年1月1日実施）は廃止いたします。